

### 3.10.3 基盤技術研究促進部門 事業化推進グループ

グループリーダー 三森 太

#### 民間基盤技術研究促進制度による研究開発の促進

##### 【概要】

民間のみでは取り組むことが困難なリスクの高い技術テーマにつき、民間の能力を活用して NICT が資金負担を行うことにより、その研究開発を推進する。

なお、本制度は、独立行政法人整理合理化計画における指摘（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）や行政刷新会議による事業仕分け（第 2 弾）の結果（平成 22 年 4 月 27 日）等を踏まえ、平成 22 年度より新規採択は行わないこととしている。

また、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）においても、本制度は、「新規案件の採択は行わないこととし、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は原則として平成 23 年度中に国庫納付する」とされているところである。

これらを踏まえ、平成 22 年度は、前年度から継続している研究開発課題 9 件について契約を行い、契約後は研究開発の進捗管理や委託経費の適正な経理処理の確認、契約書添付書類である実施計画書の変更申請への対応等を行うとともに、事業化の促進や着実な売上（収益）納付の実現に向けての取り組みを行う。

##### 【平成 22 年度の成果】

- (1) 平成 22 年度継続実施の 9 案件（項 6.1.5 参照）について、昨年度に引き続き委託契約を締結、研究開発を実施した。そのうち 6 案件については、平成 22 年度が研究開発最終年度（平成 22 年 9 月終了：3 案件、平成 23 年 3 月終了：3 案件）であり、予定通り研究開発を終了した。9 月に終了した 3 案件については、平成 22 年度中に事後評価を実施した。
- (2) 委託契約に際しては、独立行政法人情報通信研究機構における研究費不正防止計画（平成 21 年 10 月 30 日）を踏まえ、その実効性を担保するため、平成 22 年度委託契約書第 40 条（不正行為に対する措置等）において、事前に不正防止の措置を講じなければならない旨を規定し、契約を行った。また、委託先が適切に不正防止の措置を講じているかどうかの確認を行うなど、研究費の適切な執行・管理の向上に努めた。
- (3) 政府資金を供与して行う委託研究開発に係る知的財産権を受託者に帰属させるバイ・ドール規定を定めた産業技術力強化法改正に伴う委託契約書の改訂にあたっては、総務省、委託関連部門と連携して、知的財産権の移転等の事前承認制に関する条文の策定を図り、平成 22 年度の契約から適用した。
- (4) 経理検査については、中間検査（11 月、2 月）及び確定経理検査（10 月、4 月）を行い、委託経費の適正な経理処理の確認、確定額の決定を行った。委託費の支払いに当たっては、委託先からの提出資料等に基づき検査等を適切に行い、9 月終了案件については 8 月（概算）及び 11 月（確定）に、それ以外の案件については 8 月、12 月（概算）及び 4 月（確定）に支払いを行った。
- (5) 委託研究終了案件については、他グループと連携を図り、事業化の促進を計るため、委託先を訪問し追跡調査を行うなど、積極的に売上（収益）納付に係る業務に取り組んだ。